

# 建設業者の皆様が雇用調整金・持続化給付金を有効に活用するために

## 1. 建設業者も活用できる雇用調整助成金・持続化給付金

- 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者を支援するため、雇用調整助成金の拡充や、給付金制度の創設、納税の猶予の特例などが盛り込まれたところです。
- 特に雇用調整助成金については、元請・下請の別なく給付されることとされており、また、持続化給付金は一人親方を含む個人事業者も対象となる予定となっております。建設業者の皆様にもこれらの支援策を積極的に活用して頂ければと思います。申請手続きの概要と建設業者の皆様が活用される際のポイントを整理しました。

(※)詳しくは各担当省庁のホームページ等をご確認ください

### 雇用調整助成金・持続化給付金の概要

名称	雇用調整助成金	持続化給付金
担当省庁	厚生労働省	経済産業省
支援内容	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給
対象者	・ 「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、その雇用する対象労働者の雇用の維持を図るために、「労使間の協定」に基づき「雇用調整（休業）」を実施する事業主	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少 ・ 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランス・一人親方を含む個人事業者等、その他各種法人等

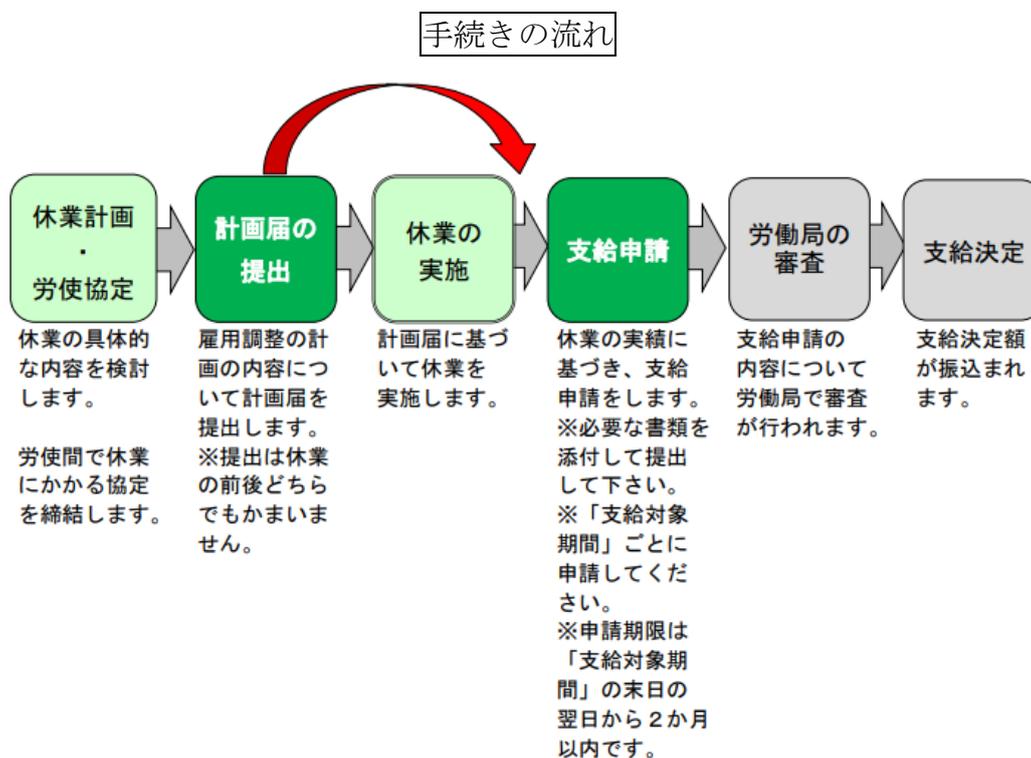
## 2. 雇用調整助成金について

### 2-1. 助成の概要

- 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置の拡大が行われています。この拡大によって、休業手当の支払の相当分を、国が助成してくれることとなります。
  - ・休業手当に対する助成率の引き上げ（中小企業4／5、大企業2／3）
  - ・解雇等を行わない場合の助成率の引き上げ（中小企業9／10、大企業3／4）
    - ※ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額8,330円（令和2年3月1日時点）を上限額とする
  - ・教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）等
- また、4月25日には厚生労働省から休業手当の支払率の助成率の特例について、更なる拡大をする旨、公表されました。詳細については、5月上旬頃を目途に、あらためて公表される予定ですのでお問い合わせはもうしばらくお待ちください
  - ・支払率60%超の部分の助成率を特例的に10／10
  - ・休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持する場合等には、休業手当全体の助成率を特例的に10／10

### 2-2. 申請手続きの概要

- 手続きの大まかな流れは以下のようになります。計画届の提出、支給申請で必要となる書類を準備して、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。また、郵送での提出も可能とのことです。



「計画届の提出」に必要となる書類（休業した場合）

	書類	該当様式	備考
1	休業等実施計画（変更）届	第1号（1）	
2	雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	特第4号	【添付書類】 「売上」がわかる既存書類の写しでも可 （売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿等）
3	休業協定書	-	【添付書類】 労働組合がある場合：組合員名簿 労働組合がない場合：労働者代表選任書 ※ ※事後提出の場合、実績一覧表の署名または記名・押印があれば省略可
4	事業所の規模を確認する書類	-	既存の労働者名簿及び役員名簿で可 ※中小企業の人数要件を見たしている場合、資本額を示す書類は不要

「支給申請」に必要となる書類（休業した場合）

	書類	該当様式	備考
1	支給要件確認申立書・役員等一覧	特第6号 （共通要領様式第1号）	計画届に役員名簿を添付した場合に別紙の役員等一覧は不要
2	休業・教育訓練実績一覧表	特第9号または12号	自動計算機能付き様式
3	助成額算定書	特第8号または11号	
4	（休業等）支給申請書	様式特第7号または10号	
5	労働・休日の実績に関する書類		ア．出勤簿、タイムカードの写しなど （手書きのシフト表などでも可） イ．就業規則または労働条件通知書の写しなど
6	休業手当・賃金の実績に関する書類		ア．賃金台帳の写しなど（給与明細の写しなどでも可） イ．給与規定または労働条件通知書の写しなど

### **2-3. 建設業者の皆様が『雇用調整助成金』を活用される際のポイント**

- 新型コロナウイルスの影響を受けた工事中止を踏まえて休業をする場合でも、助成金の対象になります。
- 有給休暇は支給の対象にならないので注意が必要です。休業とは、労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思と能力があるにもかかわらず、労働することができない状態をいいます。
- 助成金の対象条件として「事業活動の縮小」があります。具体的には、“売上高または、生産量などの事業活動を示す指標の最近1か月間の値が前年同月比5%以上減少していること。”とされていますが、前年同月との比較が適当でない場合は、以下の条件での比較も可能とされています。
  - ・ 前年同期を比較対象とすることが適当でない場合は、前々年同期1か月との比較が可能
  - ・ 前年同期や前々年同期1か月と比較出来ない又は比較しても指標が5%以上減少せず、要件を満たさない場合は、計画届を提出する月の前年同月から計画届を提出する月の前々月までの間の適当な1か月との比較が可能

### **3. 持続化給付金について**

#### **3-1. 給付の概要**

- 持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比(※)で50%以上減少している方に給付されます。
  - (※) 対象となる月は、前年比で売上が減少し、当該減少額が新型コロナウイルスの影響であると申請者が判断した場合、任意の月で可。
- 給付額は、中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円です。ただし、昨年1年間の売上からの減少分(※)を上限となります。
  - (※) 売上減少分の計算方法：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

### 3-2. 申請手続きの概要

- 手続きの大まかな流れは以下のようになります。インターネットでの申請が可能で、スマホからの申請もできます。また、電子申請を行うことが困難な事業者の方向けに、感染症対策を講じた上で、完全予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う窓口を全国に順次設置する予定とのことです。



### 3-3. 建設業者の皆様が『持続化給付金』を活用される際のポイント

- 本給付金は、支給対象者の要件に合致していれば、元請・下請の別なく、また一人親方を含む個人事業者も対象となります。
- 白色申告をしている個人事業者の方は、月間事業収入の比較の仕方が異なるので注意してください。

#### ① 中小法人や青色申告をしている個人事業者の方

前年同月比で売上が50%以上減少している月の月間事業収入を比較

(※) ただし、青色申告を行っている方で、

- ① 所得税青色申告決算を提出しない者（任意）
- ② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者
- ③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、白色申告を行っている者等と同様、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較

#### ② 白色申告をしている個人事業者の方

前年度の月平均の事業収入（年間事業収入の平均÷12月）と、収入額が50%以上減少した月の月間事業収入を比較

- 月当たりの収入の変動が大きい事業者については、季節性収入特例が設けられています。2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月の事業収入の合計と比べ50%以上減少していること等を条件として特例が使用できます。
- なお、申請時に休業中の場合でも、事業を再開する意思があれば給付対象となります。

※持続化給付金ホームページのダウンロード画面掲載のエクセルにて、給付額算定シミュレーションが可能です。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/downloads/>